

## 第2次

# 大崎市男女共同参画推進基本計画



平成26年4月 施行

平成29年8月 一部改正



大 崎 市

# 目次

<b>第1章 基本的考え方</b> .....	1
1 基本計画の趣旨	
2 計画策定の背景と経緯	
(1) 国内外の動向	
(2) 大崎市の取り組み	
(3) 第1次大崎市男女共同参画推進基本計画のふりかえり	
(4) 第2次大崎市男女共同参画推進基本計画策定にあたっての視点	
(5) 第2次大崎市男女共同参画推進基本計画の体系図	
3 計画の位置づけと役割	
4 基本的施策と計画の期間設定	
<b>第2章 男女共同参画プロジェクト</b> .....	10
<b>第3章 男女共同参画の推進のための施策</b> .....	12
1 基本的施策	
(1) 市民及び事業者の理解を深めるための施策	
(2) 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	
(3) 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	
(4) 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	
(5) 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	
(6) 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	
(7) 男女共同参画の推進に関する調査及び研究	
<b>第4章 基本計画の推進</b> .....	24
1 推進体制	
(1) 庁内推進体制	
(2) 大崎市男女共同参画推進審議会	
(3) 相談体制	
(4) 市民の参加／事業者の参加を促すために	
2 施策実施状況の検証	
3 推進にかかる情報収集	
<b>男女共同参画関係用語集</b> .....	27
<b>資料</b> .....	33

## 第1章 基本的考え方

### 1 基本計画の趣旨

国は「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女平等と個人の尊厳を全うする社会（男女共同参画社会）の実現を国の将来を決定づける緊急な課題と位置づけ、促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

大崎市においても少子化・高齢化現象（人口バランス参照）の同時到来やライフスタイルの多様化，地域活動の担手不足，経済の長期低迷による雇用不安・非正規労働者の増加や格差拡大など社会経済情勢の大きな転換期に直面し，新たな対応が求められています。

このような現状を踏まえ，男女共同参画推進の重要性を改めて認識するとともに，大崎市男女共同参画推進基本計画に基づくこれまでの取り組みをふりかえり，より効果的に推進するため，「第2次大崎市男女共同参画推進基本計画」を策定するものです。

#### ※人口バランス

国立社会保障・人口問題研究所の大崎市の人口推移「2010年（平成22年）～2040年（平成52年）」によれば，2040年（平成52年）の総人口は23.7%減少し，約103,000人となります。15歳から65歳までの生産年齢人口の割合は34.1%の減少，特に20歳未満の人口が39.6%減少する一方，65歳以上の高齢者は10.6%増加します。

この推移によって人口構成で35.7%を占める高齢者への施策，高齢者を支える勤労者への施策，少子化抑制への施策が将来に向けて重要となります。

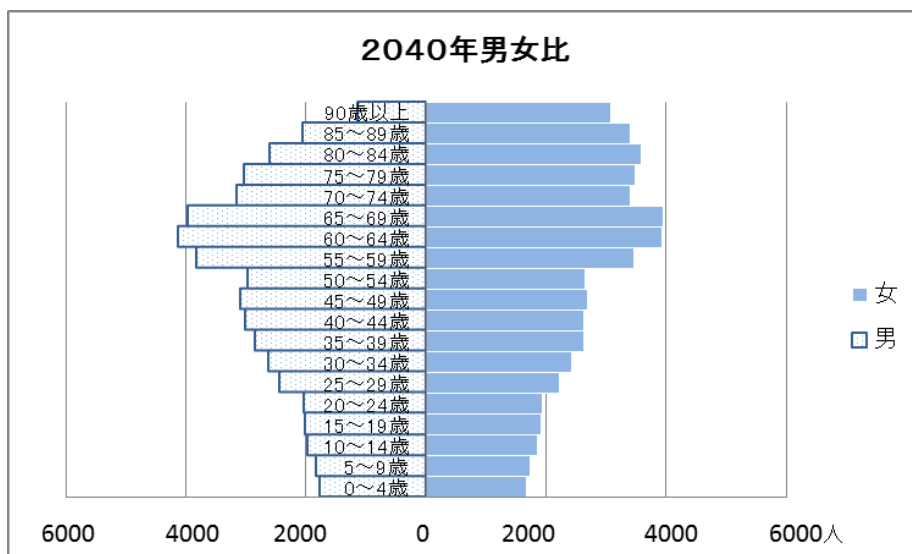
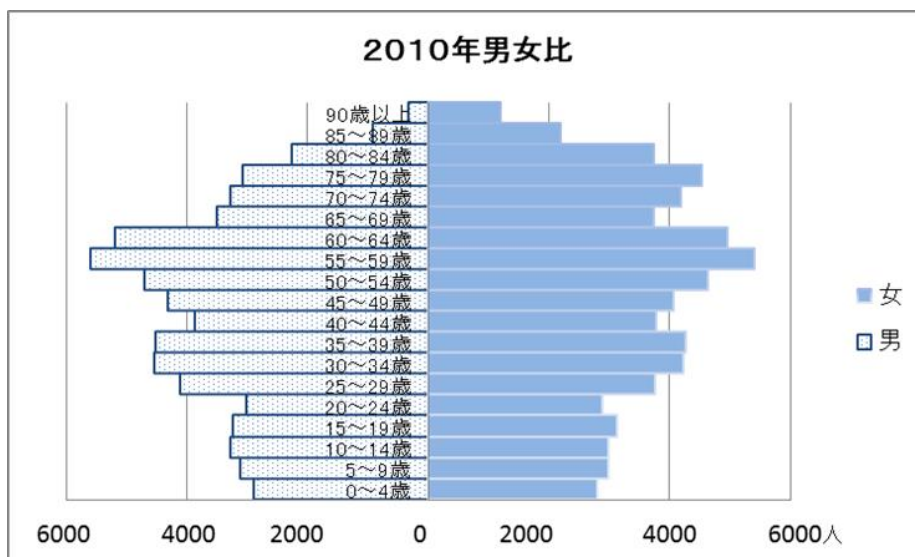
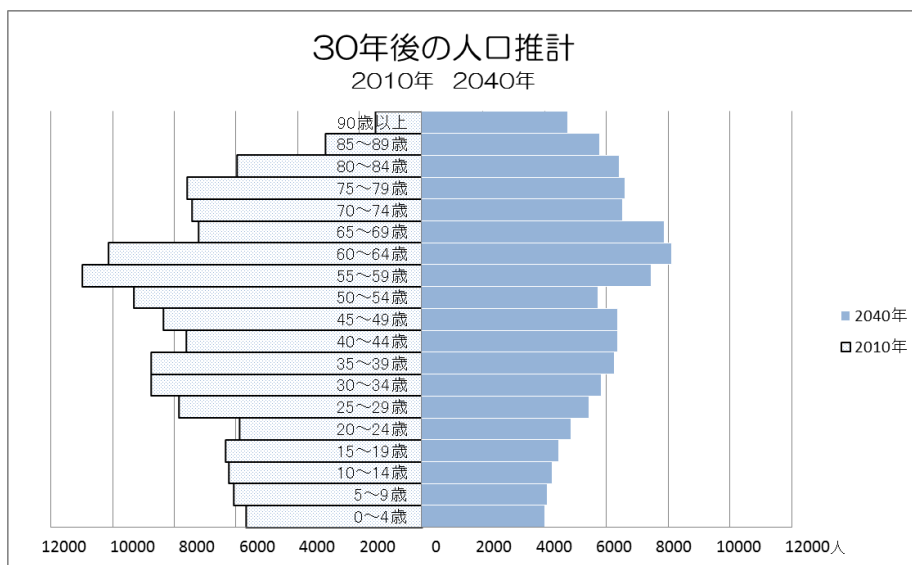
大崎市の男女総数推計

単位：人

	人口	生産年齢	20歳未満	65歳以上
2010年	135,147	84,172	24,419	32,926
2040年	103,150	55,488	14,748	36,844
増減	▲23.7%	▲34.1%	▲39.6%	10.6%

(出典：国立社会保障・人口問題研究所)

# 大崎市人口推計



(出典：国立社会保障・人口問題研究所)

## 2 計画策定の背景と経緯

### (1) 国内外の動向

国際連合は1975年を「国際婦人年」と定めて以来1995年まで4回の「世界女性会議」を開催し、女性の地位向上を目指した活動を展開しています。1996年（平成8年）には「男女共同参画2000年プラン」を策定するとともに、1997年（平成9年）に「男女雇用機会均等法」が改正、1999年（平成11年）、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

また、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定され、その後2度の一部改正が行われ、2013年（平成25年）に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、配偶者からの暴力に準じて、配偶者暴力防止法の対象となり保護できる制度になりました。

2007年（平成19年）には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使で合意されました。具体的には、国や地方公共団体が企業や働く者、国民の取り組みを積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのために社会的基盤づくりを積極的に行うことが示されました。

### (2) 大崎市の取り組み

本市は、平成18年3月31日、古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町が合併し誕生しました。

合併後の平成18年11月に「大崎市男女共同参画推進審議会」を設置し、そこに「男女共同参画推進に関する基本条例案」を諮問しました。平成19年11月の審議会からの答申を経て、平成20年3月に「大崎市男女共同参画推進基本条例」が制定されました。

(3) 第1次大崎市男女共同参画推進基本計画のふりかえり

本計画では、目指すべき将来像として、「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」の実現に向けて、7つの基本的施策の目的、施策の方向を掲げて、さらに具体的施策として、140対象事業（延べ146対象事業）を選定し、評価・検証を行ってきました。

本計画の評価・検証については、担当部署で行い、大崎市男女共同参画庁内推進委員会、大崎市男女共同参画庁内推進本部会議を経て、大崎市男女共同参画推進審議会に諮問しました。大崎市男女共同参画推進審議会からの答申を受け、評価結果を事業担当課へ示し、事業の改善や取り組みへ反映させてきました。140対象事業は、男女共同参画社会の形成に向け率先して取り組むよう意識づけのため選定されたものであり、大崎市男女共同参画推進基本計画の検証結果から男女共同参画の視点に配慮した項目が、なだらかに増えており、職員の意識向上が図られました。

<参考指標>

【設問】事業の企画や実施にあたり男女共同参画の視点で配慮した項目（複数回答可）

単位：課

	項目	年度			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか	40	44	40	41
2	男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか（情報提供方法、日時や場所等）	57	69	69	67
3	事業対象者また参加者の現状把握に努めたか（男女別、年齢制、職種別等）	50	47	56	64
4	男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか	47	39	42	55
5	その他	36	46	46	41
	計	230	245	253	268

（平成24年度大崎市男女共同参画推進基本計画年次報告書）

(4) 第2次大崎市男女共同参画推進基本計画策定にあたっての視点

少子化対策として女性が子どもを産みやすく、育てやすい環境を確保し、生涯にわたる健康支援や性に関する情報提供や支援を行うとともに、将来を担う小・中学生への社会教育を推進することが重要な役割を果たします。

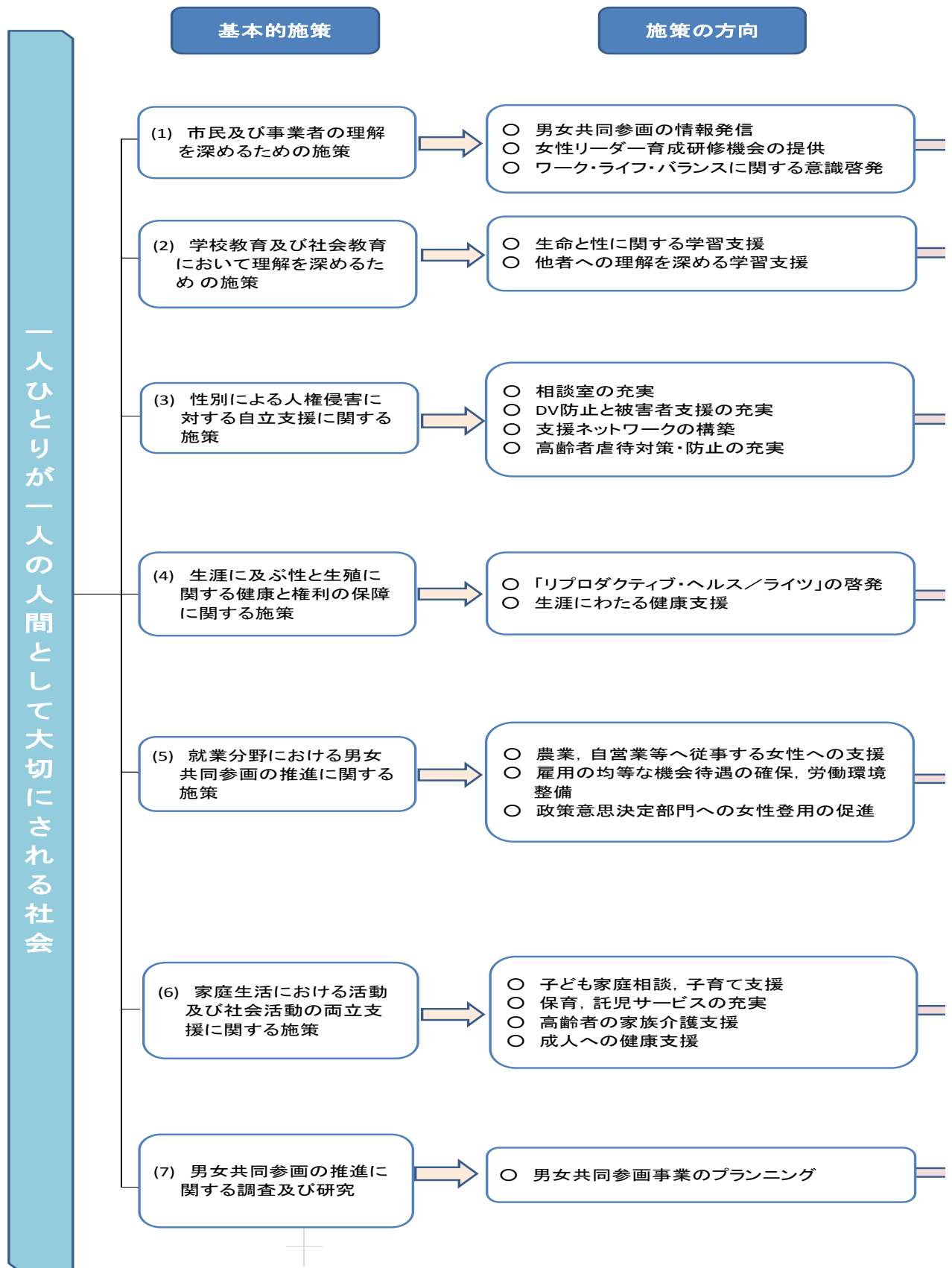
就労人口の減少により女性の労働力が重要な鍵を握ることから、地域社会で女性登用に向けた取り組みに配慮が必要です。

また、まちづくりのための地域の自主的な取り組みを側面的に支援しながら、男女がお互いを尊重し、大崎市の特色である自然と共生した環境や観光資源、豊かな食材などを業につなげるための事業展開が求められています。

今後は、大崎市男女共同参画庁内推進委員会などにおいて、男女共同参画社会の形成に向けた事業の発見や見直しを行い、全庁的に事業を推進していく必要があります。



(5) 第2次大崎市男女共同参画推進基本計画の体系図





### 取り組み事業

### 男女共同参画プロジェクト

- 広報、ホームページ、リーフレット等による情報発信
- 女性リーダー養成講座の実施
- 地域づくりリーダー養成講座の実施
- ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座等の実施

- 出前講座の実施
- 通学合宿の実施

- 随時相談とフェミニストカウンセリングの実施
- 相談員研修の実施
- 中高生を対象としたデートDV防止講座の実施
- 民生・児童委員研修の実施
- 各相談窓口の連携強化
- 安全確保に関する支援と自立支援体制の強化
- 庁内外の関係機関との連携強化
- 高齢者虐待防止ネットワーク会議の実施
- 地域包括支援センターとの連携と相談体制の充実

- 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」講座の実施
- ライフステージや地区別の状況に応じた健康教育・相談の実施
- がん検診の受診推進事業の実施

- 直売所団体に対する活動支援
- 農産加工クラブや直売所団体のネットワーク化の推進
- 男女均等な採用選考ルールやハラスメント対策などの周知
- ワーク・ライフ・バランス推進のための各種制度の普及
- 「女性のチカラを活かす企業」認証制度の普及
- 庁内での取り組み促進・市の関係団体への働きかけ
- 女性職員向けキャリア形成研修の実施
- 階級別職員研修の実施
- 女性リーダー育成講座受講生の登用支援

- 相談支援体制の充実・強化
- 要保護児童対策ネットワークの充実
- 各種特別保育事業の実施
- 民間保育事業の支援
- 子育て相談
- 子育て支援サークルの育成支援
- 情報誌発行
- 介護用品助成券の交付
- 健康増進教室の実施

- 情報とアイデアを収集し、企画・提案する
- 男女共同参画プロジェクトの進行管理

いのち  
生命を守るプロジェクト

DVをなくすプロジェクト

男女が共に働くプロジェクト

### 3 計画の位置づけと役割

男女共同参画社会基本法は、第9条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、また、第14条3項では「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定しています。従って、本計画は、同法が定める基本理念及び国の基本計画「男女共同参画基本計画（第3次）」、県が制定した「宮城県男女共同参画推進基本計画（第2次）」、を機軸として大崎市の地域特性を踏まえて展開すべき施策の根本とするものです。

また、「性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策」（P 16）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条3項に基づくものであり、この施策を「大崎市DV防止基本計画」に位置づけるものとします。

さらに、「就業分野における男女共同参画の推進に関する施策」（P 19）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づくものであり、この施策を「大崎市女性活躍推進計画」に位置づけるものとします。

大崎市男女共同参画推進基本条例第5条では、「市は、率先して男女平等社会に関する理解を深め、男女共同参画の推進を主要な施策と位置づけ、積極的格差改善措置とともに計画的に実施するものとし、その実施のために必要な財政上の措置その他必要な措置を講じるものとする」と規定しており、男女共同参画社会の実現が本市の主要施策であることを明らかにしています。従って、本計画は、従来の施策を「男女共同参画社会の形成の促進」という観点から再評価することはもとより、新たな施策展開を積極的に促します。

#### 4 基本的施策と計画の期間設定

大崎市男女共同参画推進基本条例第 3 条では、基本理念を「すべての人の人権の確保」、「性別等による差別の撤廃」、「慣行による制約廃止」、「政策・方針決定への男女の等しい参画」、「家庭生活及び職場・地域活動の両立」を掲げています。その理念にのっとり、次のように市が取り組むべき基本的施策を第8条において規定しています。

##### 基本的施策

- (1) 市民及び事業者の理解を深めるための施策
- (2) 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
- (3) 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
- (4) 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
- (5) 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
- (6) 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
- (7) 男女共同参画の推進に関する調査及び研究

本計画は、2014年（平成26年）から2018年（平成30年）までの5年間とします。



## 第2章 男女共同参画プロジェクト

男女共同参画社会の形成は「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」を創造する事であり、市民生活の根底を基礎づけるものです。

大崎市総合計画の重点プロジェクトは、重点施策を網羅し、横断的、有機的に連携させながら戦略的に取り組むもので、大崎市男女共同参画庁内推進委員会においても、男女共同参画の視点から2部門以上にわたる新たな行政需要の解決を図るため、各課の垣根を越えて横断的な事業を展開する必要があると判断されました。

このことから、大崎市男女共同参画庁内推進委員に専門知識を有する職員を加えたプロジェクト・チームを設置し、具体的な施策の企画・立案及び調査・研究を3つのプロジェクト・チーム（生命を守るプロジェクト、DVをなくすプロジェクト、男女が共に働くプロジェクト）で重点的に推進していきます。男女共同参画事業の対象となる38項目の取り組み事業について、3つのプロジェクト・チームが分担し、特に優先されるものを相互協力のもとに推進します。

### 生命を守るプロジェクト

人権侵害などの相談体制の充実を図り、一時避難体制や子育て環境の整備、虐待、自殺防止対策等から人権を守るとともに、生命の大切さを伝える事業を実践します。

主な推進課・・・子育て支援課，高齢介護課，健康推進課，学校教育課，男女共同参画推進室

### DVをなくすプロジェクト

DV 被害の未然防止及び被害者保護のため、被害を発見する立場にある支援者、関係職員等、そして市民に DV 防止講座等を実施し、予防・防止の観点で効果的な啓発を行うとともに潜在している被害者への相談窓口の周知と相談機能の充実に努めます。

また、被害者に対する支援ネットワークを構築し、安全確保への支援と自立支援に向けて取り組みます。

主な推進課・・・子育て支援課，高齢介護課，男女共同参画推進室

### 男女が共に働くプロジェクト

男女が能力を十分発揮し、互いに経済社会に参加するシステムを構築します。また、本市の産業が社会的に承認される大崎ブランド事業を推進します。

主な推進課・・・総務課，子育て支援課，高齢介護課，健康推進課，商工振興課，産業政策課，  
中央公民館，男女共同参画推進室

※大崎ブランド…地域イメージと地域資源のブランド化を図り，戦略的なシティプロモーションを展開することにより，本市の市場における優位性を確保する独自の確立されたブランドのこと。



### 第3章 男女共同参画の推進のための施策

#### 1 基本的施策

##### (1) 市民及び事業者の理解を深めるための施策

男女共同参画社会の実現は、市政での取り組みのみならず、市民及び事業者一人ひとりが意識を高め、日々の生活現場で実践することが肝要になります。

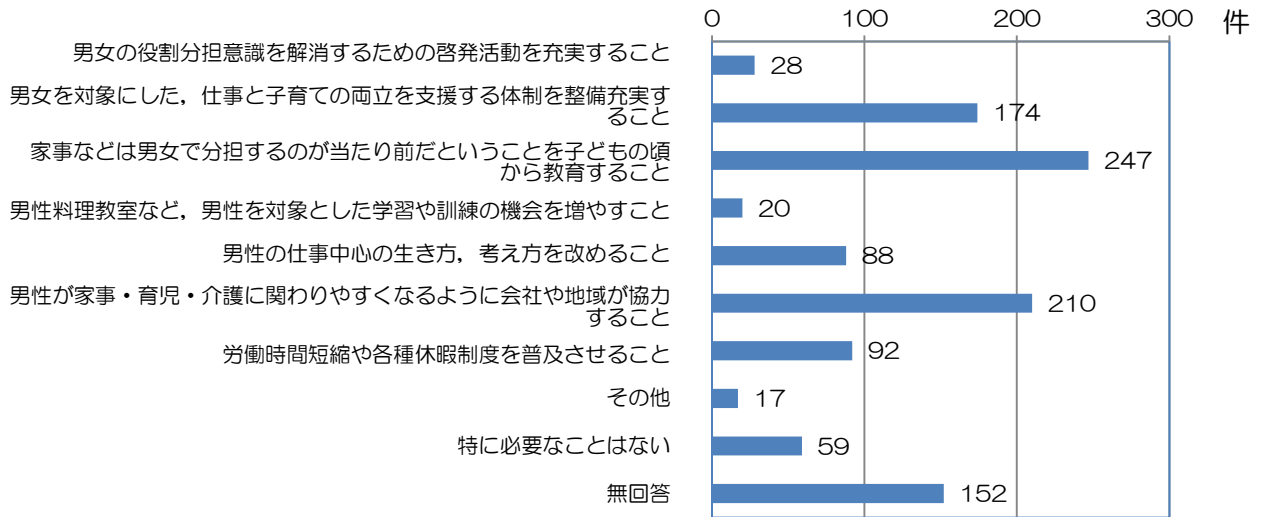
啓発のためには、各種広報等、窓口活用、研修機会や市民参加型事業を通じて「男女共同参画」が、なぜ必要なのかを伝え、市民各層に理解と協力を求めることにより、共通認識をもって体系的に啓発に取り組んでいきます。

施策の方向		取り組み事業	プロジェクト (主な推進課)
1	男女共同参画の情報発信	男女共同参画・人権侵害等の情報を提供する ○広報、ホームページ、リーフレット等による情報発信	生命を守るプロジェクト  (男女共同参画推進室)
2	女性リーダー育成研修機会の提供	女性リーダーを育成する ○女性リーダー養成講座の実施 ○地域づくりリーダー養成講座の実施	男女が共に働くプロジェクト  (中央公民館)
3	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発活動の場の提供	男性の家事・育児・介護等への参加促進、意識啓発のため各種講座を開催する ○ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座等の実施	男女が共に働くプロジェクト  (商工振興課)



<参考指標>

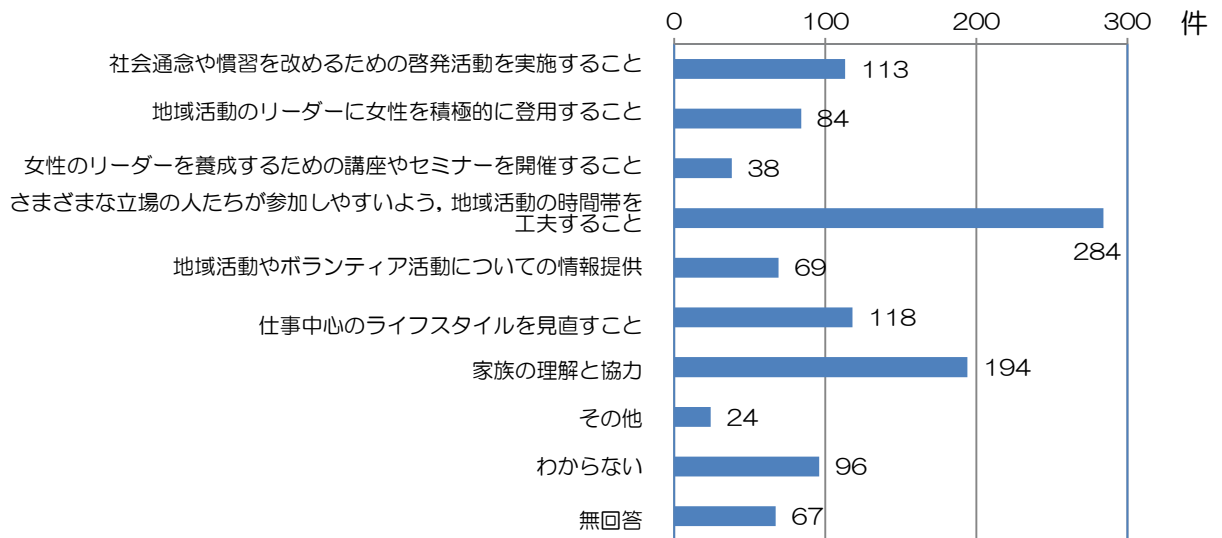
【設問】男性の家事・育児・介護などへの関わりがまだまだ少ないといわれています。関わりをすすめていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。この中から1つだけお答えください。



(平成24年度大崎市男女共同参画市民意識調査)

【結果】家事などは男女で分担するのが当たり前だということをお子さんの頃から教育することが247件と最も多かった。次に男性が家事・育児・介護に関わりやすくなるように会社や地域が協力することが多い結果となった。

【設問】地域社会において、男女共同参画が積極的に進むためには、どのようなことが必要だと思いますか。最も必要だと思われることについて、この中から1つだけお答えください。



(平成24年度大崎市男女共同参画市民意識調査)

【結果】さまざまな立場の人たちが参加しやすいよう、地域活動の時間帯を工夫することが284件と最も多かった。次に家族の理解と協力が必要との結果となった。

(2) 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策

少子化・高齢化社会を中核的に担う現在の児童生徒や教育関係者が、「男女共同参画社会」に対する理解を深めることが重要となります。

そのためには学外者の協力を受け、児童生徒や教育関係者を対象とする「生命と性」、「他者理解」のための実践的な学習を通し、男女共同参画社会の担い手を育てる施策を展開します。

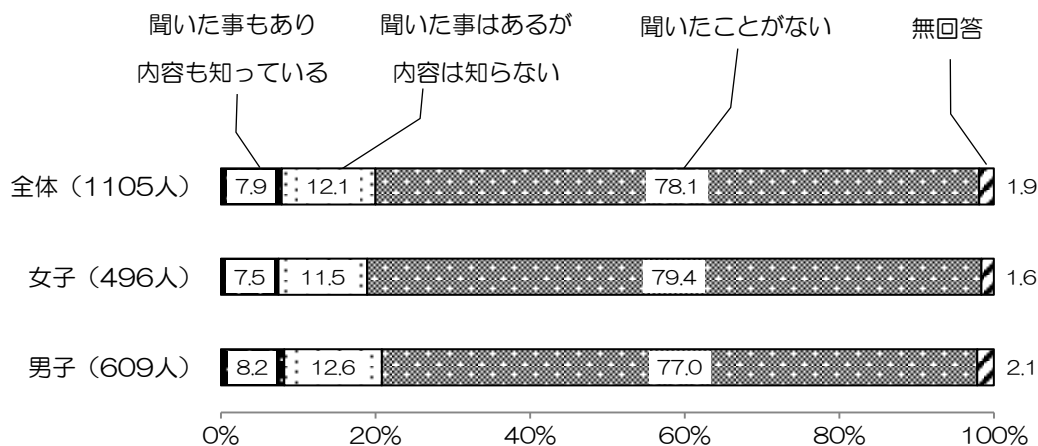
施策の方向		取り組み事業	プロジェクト (主な推進課)
1	生命と性に関する学習支援	生命と性に関する学習機会を提供する ○出前講座の実施	生命を守るプロジェクト (男女共同参画推進室) (学校教育課)
2	他者への理解を深める学習支援	通学合宿に参加し、共同生活により仲間と協力することの大切さと楽しさを学び、自主性・自立性を育てる ○通学合宿の実施	男女が共に働くプロジェクト (中央公民館)





<参考指標>

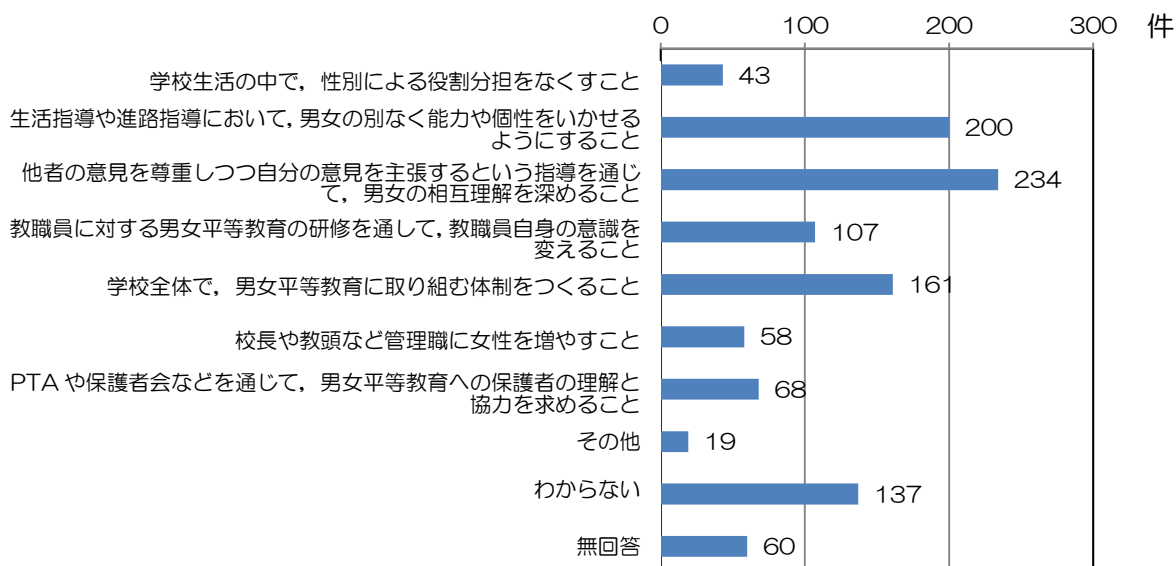
【設問】あなたは、「男女共同参画社会」という言葉を聞いたことがありますか。



(平成24年度大崎市男女共同参画に関する中学生の意識調査)

【結果】「男女共同参画社会」という言葉を聞いたことがない中学生は全体の78.1%と最も高かった。次に聞いたことがあるが内容は知らないが12.1%と、9割が認識していない結果となった。

【設問】学校などの教育現場において、男女共同参画が積極的に進むためには、どのようなことが必要だと思いますか。最も必要だと思われることについて、この中から1つだけお答えください。



(平成24年度大崎市男女共同参画市民意識調査)

【結果】他者の意見を尊重しつつ自分の意見を主張するという指導を通じて、男女の相互理解を深めることが234件と最も高かった。次に生活指導や進路指導において、男女の別なく能力や個性をいかせるようにすることが高い結果となった。

### (3) 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策

これまで高校生を対象に実施してきたデートDV防止学習会を、中学生や親を対象に事業を拡大するなど、新しい事業を展開します。

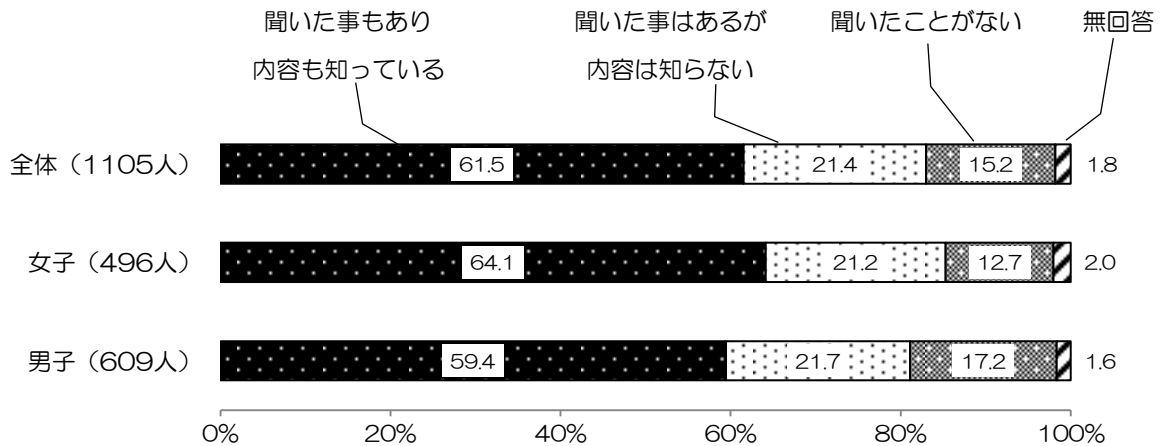
関係諸機関の連携に基づくDV被害相談への対応については、これまでの継続的な事業の実施により安定的な効果がある一方、高齢者虐待に対する対応が今後さらに深刻な問題となることが予想されます。認知症高齢者の介護に悩む家族介護者や利用者の重度化に伴い、介護者に対するケアとサポートがますます必要です。介護問題に関する相談受入れ体制の充実と虐待防止につながるような具体的な施策の推進と女性に対する暴力や高齢者虐待等を根絶するための基盤整備をさらに強化します。

施策の方向		取り組み事業	プロジェクト (主な推進課)
1	相談室の充実	男女共同参画相談室の拡充を図り、人権侵害相談体制を充実させる ○随時相談とフェミニストカウンセリングの実施 ○相談員研修の実施	DVをなくすプロジェクト (男女共同参画推進室)
2	DV防止と被害者支援の充実	関係機関と連携し啓発に努め、相談体制を確立する ○中高生を対象としたデートDV防止講座の実施 ○民生・児童委員研修の実施 ○各相談窓口の連携強化	DVをなくすプロジェクト (男女共同参画推進室)
3	支援ネットワークの構築	一時保護施設への送致及び支援体制を図る ○安全確保に関する支援と自立支援体制の強化 ○庁内外の関係機関との連携強化	DVをなくすプロジェクト (子育て支援課)
4	高齢者虐待対策・防止の充実	高齢者虐待の予防や対応、成年後見の相談等を行い、高齢者の権利擁護を図る ○高齢者虐待防止ネットワーク会議の実施 ○地域包括支援センターとの連携と相談体制の充実	DVをなくすプロジェクト (高齢介護課)

#### <参考指標>

高齢者等の大崎市地域包括支援センターでの相談件数 5,919件 (平成24年度)

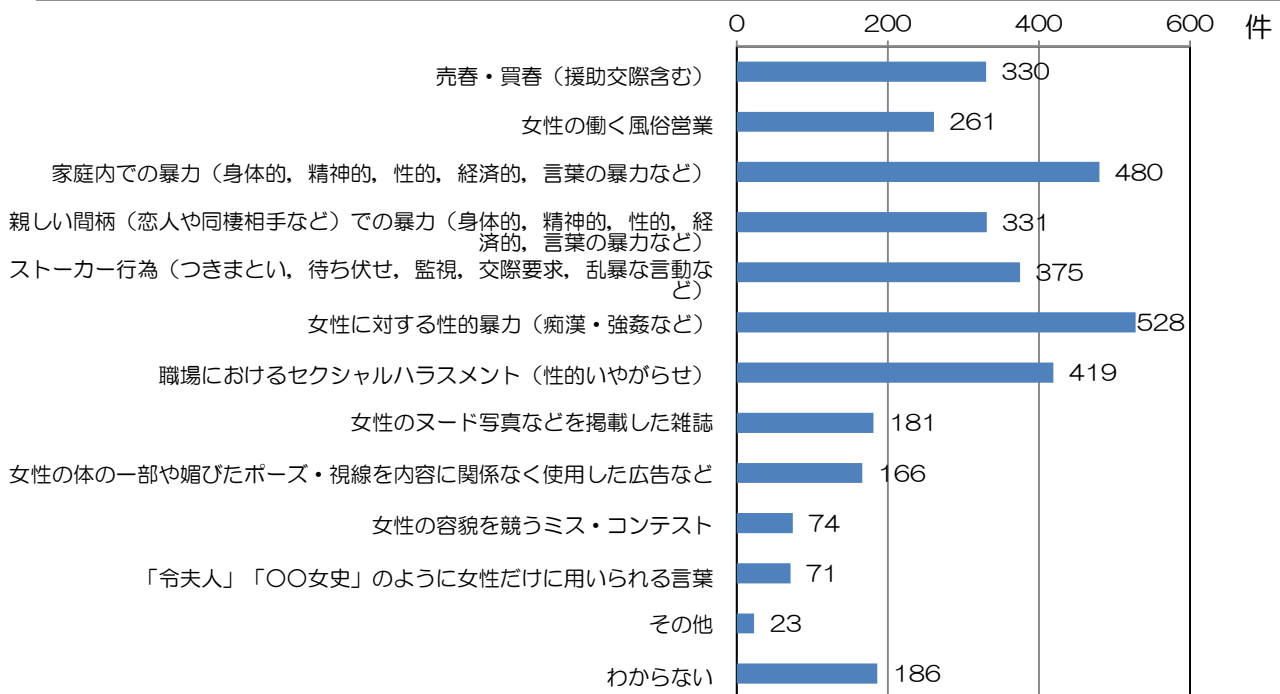
【設問】あなたは、「DV(ドメスティック・バイオレンス)」という言葉を知っていますか。



(平成24年度大崎市男女共同参画に関する中学生の意識調査)

【結果】DVを約6割が聞いた事もあり内容も知っているが全体の61.5%と最も多かった。次に聞いた事はあるが内容は知らないが21.4%と多く8割以上が聞いたことがあり、認知度は高い結果となった。

【設問】あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてですか。この中からいくつでもあげてください。



(平成24年度大崎市男女共同参画市民意識調査)

【結果】女性に対する性的暴力(痴漢・強姦など)が528件と最も多かった。次に家庭内での暴力(身体的, 精神的, 性的, 経済的, 言葉の暴力など)が高い結果となった。

(4) 生涯に及び性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

女性の人権としてのリプロダクティブ・ヘルス/ライツ，各年代層に対応した性と生殖に関する正しい知識の普及や，生涯にわたる女性の健康保持のための具体的な情報提供と新たな学習機会の場を提供します。

健康と権利の保障については，男女が互いの性を尊重する意識を持ち生涯にわたる健康づくりを支援します。

施策の方向		取り組み事業	プロジェクト (主な推進課)
1	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の啓発	人権としての「女性の生涯に及び健康と権利」という考え方の普及のために年齢に応じた学習の機会を提供する ○「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」講座の実施	生命を守るプロジェクト (男女共同参画推進室)
2	生涯にわたる健康支援	疾病予防対策を推進し，各種検診で早期発見治療につなげる ○ライフステージや地区別の状況に応じた健康教育・相談の実施 ○がん検診の受診推進事業の実施	生命を守るプロジェクト (健康推進課)

<参考指標> 生涯に及び性と生殖に関する健康と権利の保障の実現

○子宮がん，乳がん，骨粗しょう症検診受診者数 16,119人 (平成24年度)



(5) 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

本市の豊富な農産物や自然環境などの地域資源を最大限活用できるよう農商工連携により、女性の視点による更なる付加価値を高め、地域のブランド化を図る事業を支援します。

就業分野においては、女性の働きやすさや子どもを産み、育てやすいなどの労働環境整備、女性の社会的地位向上のためのワーク・ライフ・バランスを推進する事業を実施します。

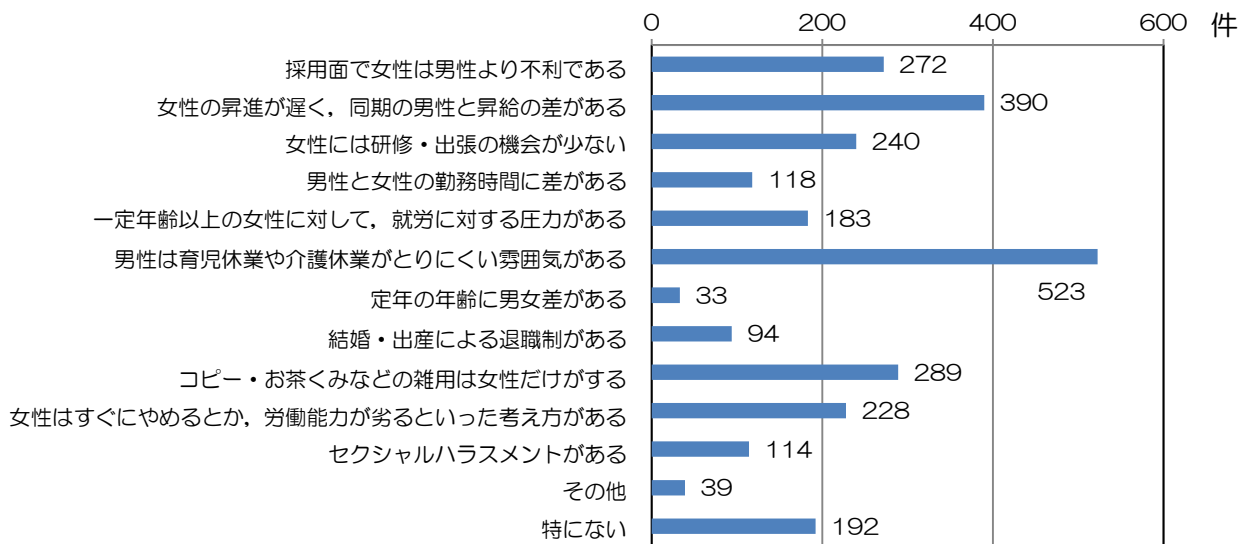
政策意思決定部門への女性の参画はいまだに少ない状況にあります。地域活動の女性リーダー育成事業を実践し、その人材がさらに活躍する登用システムの確立を目指します。本市においても、女性幹部職員の養成や意思決定の場への女性の参画を促進します。

施策の方向		取り組み事業	プロジェクト (主な推進課)
1	農業、自営業等へ従事する女性への支援	女性の視点を取り入れた起業育成を支援し、6次産業化を推進する ○直売所団体に対する活動支援 ○農産加工クラブや直売所団体のネットワーク化の推進	男女が共に働くプロジェクト (産業政策課)
2	雇用の均等な機会待遇の確保、労働環境整備	安心して働ける労働環境づくりを支援する ○男女均等な採用選考ルールやハラスメント対策などの周知 ○ワーク・ライフ・バランス推進のための各種制度の普及 ○「女性のチカラを活かす企業」認証制度の普及	男女が共に働くプロジェクト (商工振興課)
3	政策意思決定部門への女性登用の促進	意思決定部門での男女比率に配慮するよう働きかけを行う ○庁内での取り組み促進・市の関係団体への働きかけ ○女性職員向けキャリア形成研修の実施 ○階級別職員研修の実施 ○女性リーダー育成講座受講生の登用支援	男女が共に働くプロジェクト (総務課)



<参考指標>

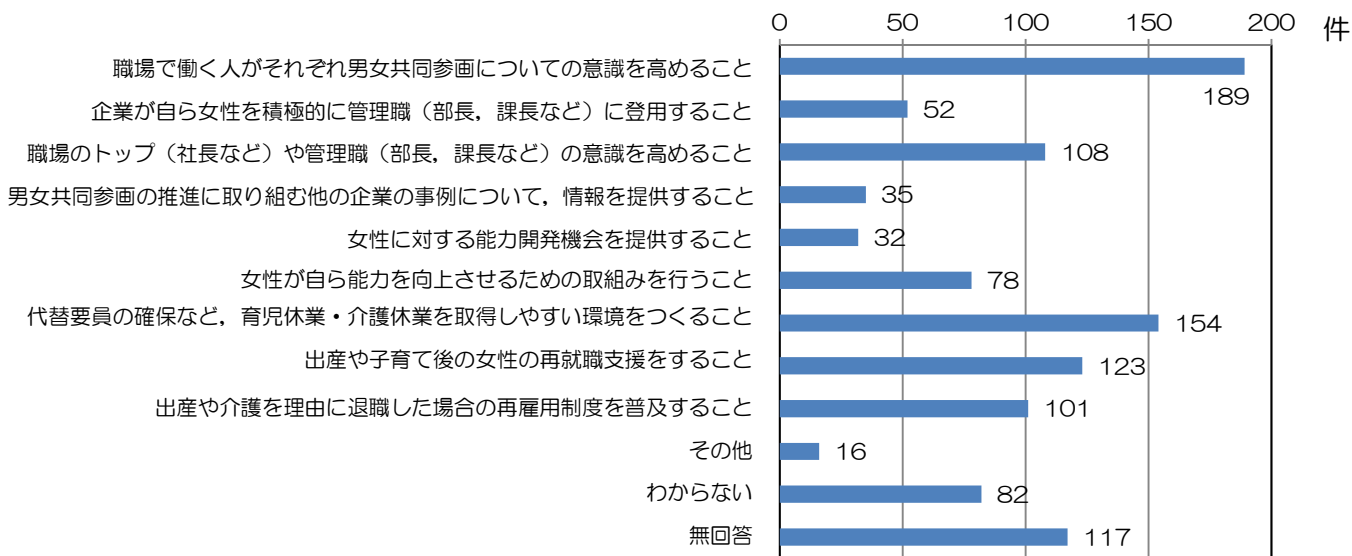
【設問】あなたの今の職場または以前働いていた職場，家族や友人が働いている職場などで，現在，次にあげるような男女差別があると思いますか。この中からいくつでもあげてください。



(平成24年度大崎市男女共同参画市民意識調査)

【結果】男性は育児休業や介護休業がとりにくい雰囲気があるが523件と最も多かった。次に女性の昇進が遅く，同期の男性と昇給の差があるが高い結果となった。

【設問】職場において，男女共同参画が積極的に進むためには，どのようなことが必要だと思いますか。最も必要だと思われることについて，この中から1つだけお答えください。



(平成24年度大崎市男女共同参画市民意識調査)

【結果】職場で働く人がそれぞれ男女共同参画についての意識を高めることが189件と最も多かった。次に代替要員の確保など，育児休業・介護休業を取得しやすい環境をつくることが高い結果となった。

(6) 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策

男女が共に家庭生活における活動はもとより、ひとり親家庭への自立支援や子ども・児童の養育に関する悩み等の相談・支援体制を確立します。

介護支援事業については、介護されるもの、介護するものが共に安定した生活が送れるよう更に推進します。

また、現在健康な成人についても学習の場を設け、自己管理のもと健康な身体づくりを行えるような施策・啓発等を展開します。

施策の方向		取り組み事業	プロジェクト (主な推進課)
1	子ども家庭相談、子育て支援	児童の養育に関する問題、悩み（育児・心のケア）等の相談に応じ適切な助言指導を行う ○相談支援体制の充実・強化 子ども虐待防止対策を行う ○要保護児童対策ネットワークの充実	生命を守るプロジェクト (子育て支援課)
2	保育、託児サービスの充実	待機児童の解消に努め、特別保育事業（延長保育・一時預かり保育）等、保育サービスの充実を行う ○各種特別保育事業の実施 ○民間保育事業の支援 親の育児不安解消に努めるよう子育て支援センターの充実を図る ○子育て相談 ○子育て支援サークルの育成支援 ○情報誌発行	男女が共に働くプロジェクト (子育て支援課)
3	高齢者の家族介護支援	高齢者介護をしている家庭等への各種サービス提供により、介護不安の解消を図る ○介護用品助成券の交付	男女が共に働くプロジェクト (高齢介護課)
4	成人への健康支援	健康な成人に学習の場を設け、自己管理のもと健康な身体づくりを行う ○健康増進教室の実施	男女が共に働くプロジェクト (健康推進課)

<参考指標> 家庭生活における活動と就業その他の社会活動との両立実現

○女性の年齢階級別労働力率比較

年 年齢	2006年 (平成18年)	2013年 (平成25年)
15～24歳	45.2%	43.6%
25～34歳	68.7%	74.4%
35～44歳	67.3%	73.1%
45～54歳	72.2%	76.6%
55～64歳	51.5%	57.0%
65歳以上	13.0%	14.4%

(平成25年総務省年齢階級別労働力人口比率)





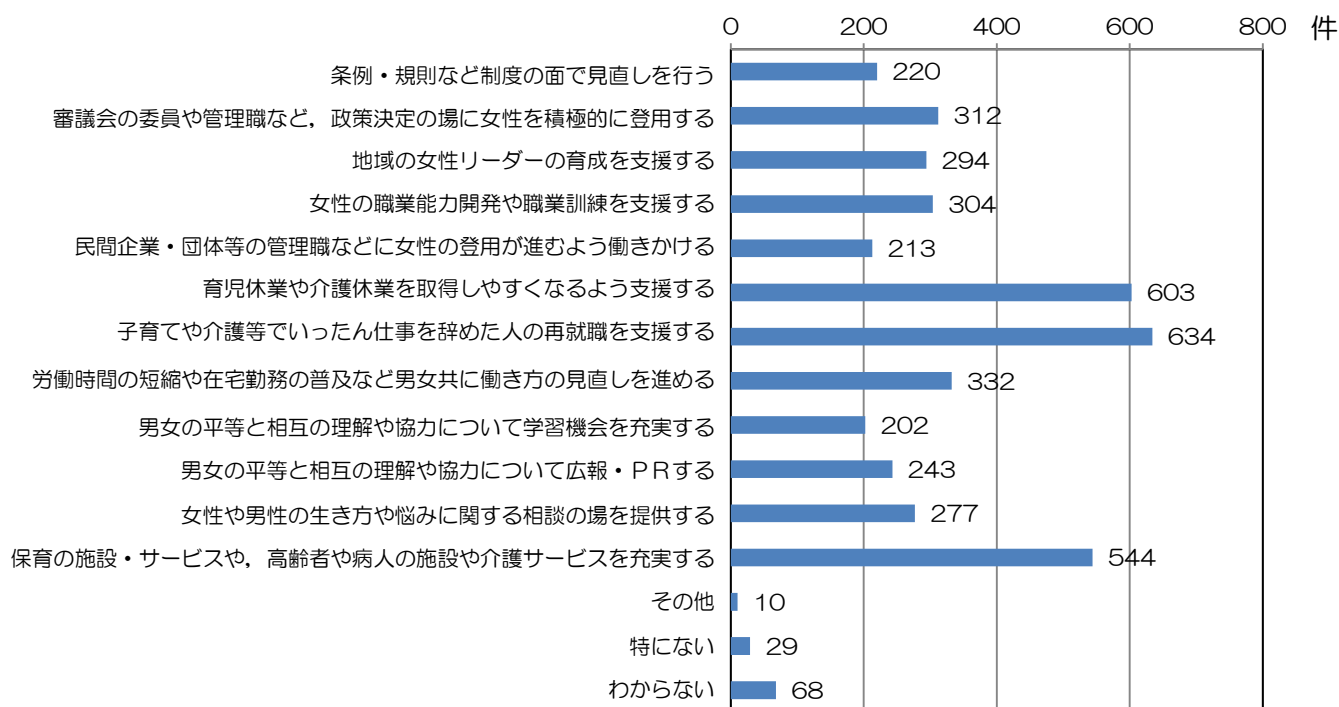
(7) 男女共同参画の推進に関する調査及び研究

市民の考えや意見等を今後の施策展開に反映させるため、平成24年5月には中学生を対象に、平成25年1月には20歳以上の市民を対象に市民意識調査を実施しました。その結果を精査し、早急に取り組むべき事業を示しながら、市の総合計画との整合性の検討、地域特色を生かした産業育成や福祉事業等の可能性、地域特性に基づく戦略的な施策展開のための研究を行います。

施策の方向		取り組み事業	プロジェクト (主な推進課)
1	男女共同参画事業のプランニング	男女共同参画事業を研究する体制づくりを行う ○情報とアイデアを収集し、企画・提案する ○男女共同参画プロジェクトの進行管理	全プロジェクト (男女共同参画推進室)

<参考指標>

【設問】あなたは、男女共同参画社会を実現していくために、今後大崎市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。この中からいくつでもあげてください。



(平成24年度大崎市男女共同参画市民意識調査)

【結果】子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援するが634件と最も多かった。次に育児休業や介護休業を取得しやすくなるよう支援するが多い結果となった。

## 第4章 基本計画の推進

### 1 推進体制

#### (1) 庁内推進体制

市長を本部長とする「大崎市男女共同参画庁内推進本部」を設置し、男女共同参画の推進という観点から行政施策を再評価し、全庁にわたる総合的・計画的な施策の推進に努めます。「大崎市男女共同参画庁内推進本部」は、大崎市男女共同参画庁内推進本部設置規程に基づき、以下のメンバーで構成されています。

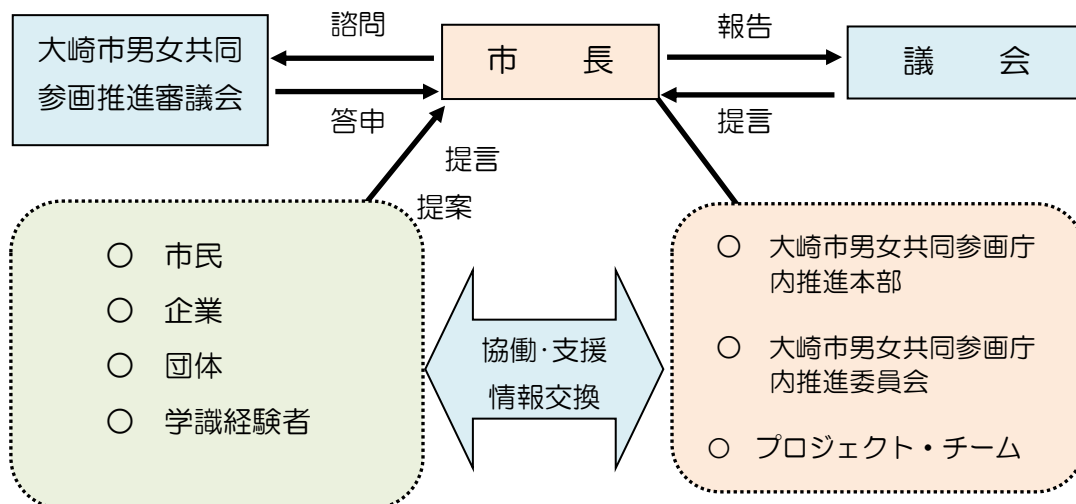
市長，両副市長，教育長，総務部長，政策推進監，危機管理監，市民協働推進部長，震災復興局長，民生部長，産業経済部長，産業振興局長，建設部長，教育部長，議会事務局長，理事，会計管理者，水道部長，病院経営管理部長及び各総合支所長

また、下部機関である「大崎市男女共同参画庁内推進委員会」が評価・検証を実施し、プロジェクト・チームにより男女共同参画プロジェクトを推進します。

#### (2) 大崎市男女共同参画推進審議会

審議会は、常に市民の目線に立って、男女共同参画に関する市の基本計画，施策の実施状況，その他必要な事項に関する審議をするとともに、市長に対して必要な意見を述べる事ができるものとします。

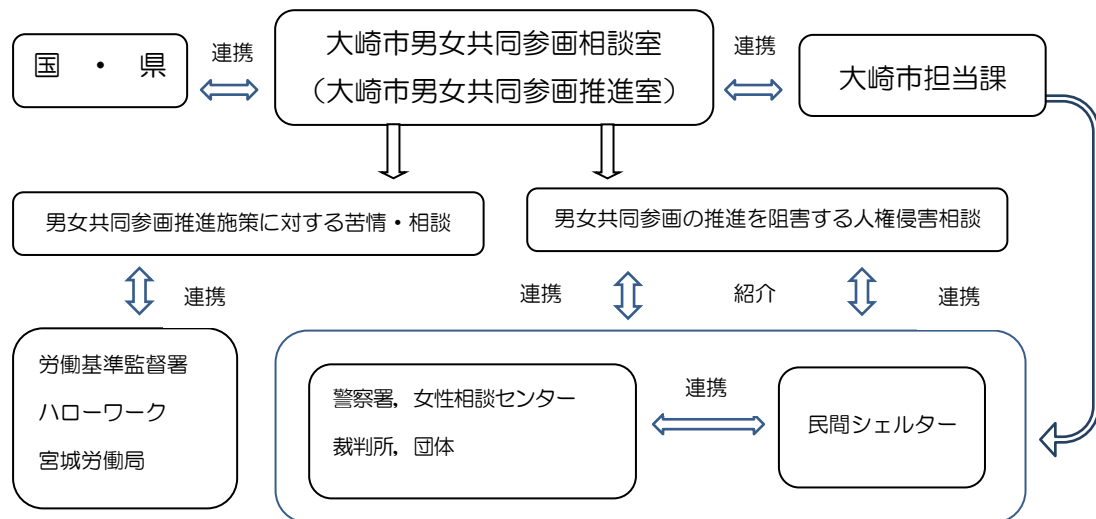
男女共同参画推進体制図



### (3) 相談体制

#### ① 連携体制

男女共同参画に関する施策に関する苦情相談及び、人権侵害に関する相談等については、外部官署・NPO等との連携を図りながら必要な体制を充実します。



#### ② 一時避難体制の充実

配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス等）により心身に危害を加えられた女性等が、一時的に避難する意思を有する場合に、外部官署・NPO等との連携を図りながら、それを支援する体制及び施設を充実します。

また、大崎市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第2次大崎市男女共同参画推進基本計画に位置づけ）を策定し、県計画に連動した相談支援体制を構築します。

#### (4) 市民の参加／事業者の参加を促すために

市では、男女共同参画に関する各種講座や説明会などの啓発活動を積極的に実施し、市民、NPO、各種団体等との協働による施策の展開を図ります。

市民には、参加しやすいように小・中学校、高校、世代別、団体等に区別したテーマにより理解度が深まる工夫をしながら事業を実施します。

事業者には、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等に示す労働環境が、事業所ごとに積極的に取り入れられ、ワーク・ライフ・バランスが図られるよう支援します。

### 2 施策実施状況の検証

男女共同参画の推進に関する施策実施状況の検証は、男女共同参画推進審議会によって行われ、審議会はその検証結果を市長に意見として提示することとなっていますが、この市民意見による検証結果が、庁内推進体制を通じて市の施策展開に適切に反映するように努めます。

また、苦情・要望相談を通じて男女共同参画推進事業に対する意見を集約し、各施策が有効に機能するよう適切に対応します。

### 3 推進にかかる情報収集

男女共同参画の推進にかかる施策を効果的に展開していくためには、生活現場の現状、各種市民意識の把握等が必要なため、市はこのような基礎資料や情報の収集に努め、市民へ情報提供します。

男女共同参画関係用語集（内閣府HPほか から）

宮城県男女共同参画推進課「男女共同参画に関するキーワード」及び  
宮城県・宮城県人権啓発活動ネットワーク協議会「DV 対応マニュアル」などから抜粋

行	用語	解説
あ	育児・介護休業法	<p>育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律のこと。従来の「育児休業に関する法律」では、1歳に満たない子を養育している労働者が希望した場合、身分や地位を失わずに一定期間休業できる制度を事業主に義務づけていたが、これが介護休業を盛り込む形で改正され、平成11（1999）年4月1日から介護休業制度導入が義務づけられた。男女を問わず取得することができる。</p> <p><b>育児休業制度</b>：労働者は申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができる。</p> <p><b>介護休業制度</b>：労働者は申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をすることができる。期間は通算して(のべ)93日まで。</p>
か	固定的性別役割分担	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。</p> <p>「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。</p>
さ	シェルター	<p>暴力などから逃れてきた女性のための一次避難所のこと。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っている。</p>

<p>さ</p> <p>女性センター（男女共同参画センター）</p>	<p>都道府県，市町村等が設置している女性のための総合施設のこと。</p> <p>「女性センター」「男女共同参画センター」などの名称のほか，通称で呼ばれているものもある。また，公設公営や公設民営だったり，女性センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり，その運営方式や施設形態は様々である。</p> <p>女性センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし，女性が抱える問題全般の情報提供，相談，研究などを実施している。</p> <p>「配偶者暴力相談支援センター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している施設もある。</p>
<p>セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）</p>	<p>「人事院規則 10-10」では，セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。</p> <p>また，「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成 10 年労働省告示第 20 号）では，「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント，「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。</p>
<p>積極的改善措置（ポジティブ・アクション）</p>	<p>「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは，様々な分野において，活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため，必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，活動に参画する機会を積極的に提供するものであり，個々の状況に応じて実施していくものである。</p> <p>積極的改善措置の例としては，国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や，女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。</p> <p>男女共同参画社会基本法では，積極的改善措置は国の責務として規定され，また，国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。</p>

た	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。
	男女共同参画相談室	<p>男女共同参画推進のため啓発目的の事業実施や推進を阻害する人権侵害行為の相談を受けることを目的としている。</p> <p>相談室では、夫婦および家庭の問題・配偶者暴力・職場での問題などの相談に応じている。</p> <p>一人ひとりが「一人の人間として大切にされる」ことを基本に、市民が生き生きと暮らしていけるよう、直面する様々な悩みに対して相談を行う市民のための相談窓口である。</p>
	男女雇用機会均等法	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」のこと。昭和60（1985）年に制定されたが、その後改正され、平成11（1999）年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行された。男女差別の禁止がよりはっきり打ち出され、事業主に改善を求める制度が強化された一方、深夜業の原則解禁、女性のみ募集の禁止などが盛り込まれた。
	デートDV	結婚していない男女間における身体的、精神的・性的・経済的な暴力のこと。DVが、夫婦や同居している恋人等親密な間柄にある男女間の暴力をいうのに対し、恋人同士での暴力をデートDVという。

は	配偶者からの暴力	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布,平成16年12月2日施行)では,配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい,配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に,その者が離婚をし,又はその婚姻が取り消された場合にあつては,当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。</p> <p>また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年7月3日公布,平成26年1月3日施行)では,生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても,配偶者からの暴力及びその被害者に準じて,法の適用対象とされることとなった。また,法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。</p> <p>なお,内閣府においては,対象範囲に恋人も含むより広い概念として,「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは,女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。</p> <p>ちなみに,一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)や「DV」は,法令等で明確に定義された言葉ではない。</p>
ら	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖の健康・権利)	<p>性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは,平成6年(1994年)の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「人間の生殖システム,その機能と(活動)過程のすべての側面において,単に疾病,障害がないというばかりでなく,身体的,精神的,社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また,性と生殖の権利(リプロダクティブ・ライツ)とは「性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)を得る権利」とされている。なお,妊娠中絶に関しては「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は,国の法的手順に従い,国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり,我が国では,人口妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから,それらに反し中絶の自由を認めるものではない。</p>



わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」のことをいう。「男性は仕事中心，女性は家事育児中心」という伝統的な男女の役割分業を見直し，男性も家庭生活を大切にするという選択肢を持ち，女性も仕事を生きがいとするという選択肢を持つという，より男女が平等で柔軟な社会を実現するための指針となっている。ワーク・ライフ・バランスは欧米のように先行する男女共同参画を後押しするのではなく，今後の男女共同参画社会実現を牽引する役割が期待されている。
---	--------------	--

